

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（訪問介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

変更があった事項 チエック↓ 提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算										休止	再開	廃止	
	法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所又は施設の構造・専用区画等	管理者に関する変更	サービス提供責任者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	訪問介護員の変更	利用料	通常の実施地域	通院等乗降介助	定期巡回・随時対応サービスに関する状況	特定事業所加算Ⅰ	特定事業所加算Ⅱ	特定事業所加算Ⅲ	特定事業所加算Ⅳ	特定事業所加算Ⅴ	中山間地域の小規模事業所	認知症専門ケア加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	休業	休業から再開	事業の廃止
変更届出書（様式第4）	○注12	○	○	○	○注12	○	○	○	○注13	○注1	○	○	○											○		
法人の登記事項証明書の写し	○																									
事業所一覧	○注2	○注2																								
運営規程の新旧対照表（参考様式10）							○	○	○注1	○	○	○													△	
運営規程							○	○	○注1	○	○	○													○	
「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載					○注3 注4	○注3 注4			○注1				●												○	
経歴書（参考様式2）						○																				
関係法令を遵守する旨の誓約書（参考様式7）					○注4	○注4																				
辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○注4	○注4																				
資格証明書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】						○注4				○注1																
・事業所平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真				○				○																		
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）				○注5				○																		
介護給付費算定に係る届出書（別紙2）													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
介護給付費算定に係る一覧表（別紙1） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
定期巡回・随時対応サービスに関する状況に係る届出書（別紙15）													●													
特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書（別紙10）														●	●	●	●									
特定事業所加算（Ⅴ）に係る届出書（別紙10-2）																				●						
特定事業所加算（人材要件）（別添1）														●	注6											
特定事業所加算（Ⅴ）（人材要件）（別添1-2）																				●						
特定事業所加算（重症対応要件）（別添2）														●												
特定事業所加算（重症対応要件）（別添2-1）																										
実務経験証明書（参考様式15）														●	注7	注6 注7				●						
中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）																										
・中部運輸局の許可書の写し、運賃表 ・車検証の写し、青ナンバーがついた車の写真 【NPOによる79条登録の場合は以下の書類】 ・中部運輸局の登録証の写し、運賃表 ・車検証の写し、車の写真（主に使用する1台のみ） ・運転者名簿、名簿記載者のヘルパー資格の写し ・車一覧表													●	注8												
認知症ケア加算に係る届出（別紙26）																									●	
休止届出書（様式第6）																								○注9		
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																								○注9		
再開届出書（様式第5）																									○	
廃止届出書（様式第6）																									○	
・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定期間（更新）通知書の原本																									○	
・介護職員処遇改善（加算）実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6-1） ・介護職員等特定処遇改善（加算）実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6-2）																								○注10	○注10	

注1 人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。
 注2 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。
 注3 運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。
 注4 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
 注5 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。
 注6 適合する基準に応じ、人材要件（別添1）又は実務経験証明書（参考様式15）のいずれか一方を添付してください。
 注7 サービス提供責任者の実務経験について、他の法人での実務経験を含む場合は、他の法人が作成した実務経験証明書（参考様式15）も添付してください。
 注8 車の写真については、ナンバープレート及び左右のドアに貼付したステッカーを判別することができる写真を添付してください。
 注9 休止届は、やむをえず人員基準等を満たなくなりましたが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。
 注10 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を算定している場合に提出してください。
 注11 介護保険指定・指導グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覧ください。
 注12 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。
 注13 市郡を超える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求める場合があります。
 ※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（訪問入浴・介護予防訪問入浴）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

変更があった事項 チェック↓ 提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算		休止	再開	廃止	
	法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所又は施設の建物の構造・専用区画等	協力医療機関	管理者に関する変更	運営規程				中山間地域の小規模事業所	認知症専門ケア加算	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	休止	休止から再開	事業の廃止
							事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	従業員の変更								
変更届出書（様式第4）	○注9	○	○	○	○	○注9	○	○注10	○	○注1	○	○					○	
法人の登記事項証明書の写し	○																	
事業所一覧	○注2	○注2																
運営規程の新旧対照表（参考様式10）								○	○	○	○注1	○	○				△	
運営規程								○	○	○	○注1	○	○				○	
「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載						○注3				○	○注1						○	
辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの						○注4												
資格証明書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】 ・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真				○							○注1		●					
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）				○注5														
協定書・連携契約書（診療科目が分かるものを添付）					○													
介護給付費算定に係る届出書（別紙2）													○					
介護給付費算定に係る一覧表（別紙1、別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること													○					
サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12）													●					
サービス提供体制強化加算計算書（別添3-1又は3-2）													●注11					
中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）												●						
認知症ケア加算に係る届出（別紙26）												●						
休止届出書（様式第6）																	○注6	
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																	○注6	
再開届出書（様式第5）																	○	
廃止届出書（様式第6）																		○
・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本																		○
・介護職員処遇改善（加算）実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6-1） ・介護職員等特定処遇改善（加算）実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6-2）																	○注7	○注7

注1）人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業所講習会資料を参照してください。

注2）同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。

注3）運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4）住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5）不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注6）休止届は、やむをえず人員基準等を満たさなくなったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注7）介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を算定している場合に提出してください。

注8）介護保険指定・指導グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覧ください。

注9）法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注10）市郡を超える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

注11）別添3の作成にあたっては、根拠資料（介護職員の氏名・資格取得日・入職日等の一覧、資格証等）を作成・保管してください。この根拠資料は添付不要ですが、県からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（訪問看護・介護予防訪問看護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

チェック↓	変更があった事項	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算					休止	再開	廃止
		法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所又は施設の建物の構造・専用区画等	管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	従業員の増減	利用料	通常の実施地域	看護体制強化加算	付） ・特別管理 ・ターミナルケア加算（介護給	・緊急時訪問看護加算	サービス提供体制強化加算	中山間地域の小規模事業所	定期巡回・随時対応型訪問看護連携	休止	再開	廃止
																			注7	注8	注1
	変更届出書（様式第4）	○注7	○	○	○	○注7	○	○注8	○	○注1	○	○					○		○		
	法人の登記事項証明書の写し	○																			
	事業所一覧	○注2	○注2																		
	運営規程の新旧対照表（参考様式10）							○	○	○注1	○	○					○		△		
	運営規程							○	○	○注1	○	○					○		○		
	「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載					○注3 ○注4				○注1									○		
	関係法令を遵守する旨の誓約書（参考様式7）					○注4															
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○注4															
	資格証明書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】					○注4				○注1											
	・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真			○				○													
	賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）			○注5				○													
	介護給付費算定に係る届出書（別紙2）											○	○	○	○	○					
	介護給付費算定に係る一覧表（別紙1、別紙1-2）※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること											○	○	○	○	○					
	看護体制強化加算に係る届出書（別紙8-2）											●									
	緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア加算届出書（別紙8）												●								
	定期巡回・随時対応型訪問看護事業所連携に係る届出書（別紙14）																●				
	サービス提供体制強化加算届出書（別紙12-2）														●						
	サービス提供体制強化加算計算書（別添4）														●注9						
	中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）															●					
	休止届出書（様式第6）																	○注6			
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																	○注6			
	再開届出書（様式第5）																		○		
	廃止届出書（様式第6）																		○		
	・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本																		○		

注1）人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2）同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。

注3）運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4）住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5）不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注6）休止届は、やむをえず人員基準等を満たさなくなったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注7）法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注8）市郡を超える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求められることがあります。

注9）別添4の作成にあたっては、根拠資料（職員の氏名・入職日等の一覧等）を作成・保管してください。この根拠資料は添付不要ですが、県からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（福祉用具貸与・販売、介護予防福祉用具貸与・販売）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

チェック ↓	変更があった事項 提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算	休止	再開	廃止		
		法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所又は施設の建物・専用区画等	管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	従業員の変更	利用料	通常の実施地域	消毒・保管方法の変更（委託先変更を含む）					取り扱う種目	中山間地域の小規模事業所
	変更届出書（様式第4）	○注9	○	○	○	○注9	○	○注10	○	○注1	○	○	○	○			○		
	法人の登記事項証明書の写し	○																	
	事業所一覧	○注2	○注2																
	運営規程の新旧対照表（参考様式10）						○	○	○	○注1	○	○	○	○				△	
	運営規程						○	○	○	○注1	○	○	○	○				○	
	料金表・パンフレット										○			○				△	
	「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1） 【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載					○注3 注4			○	○注1								○	
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○注4													
	資格証明書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】									○注1									
	・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真				○			○					○注5						
	賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）				○注6			○											
	委託契約書（写）												○注7						
	標準作業書												○						
	介護給付費算定に係る届出書（別紙2）															○			
	介護給付費算定に係る一覧表（別紙1・別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること															○			
	中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）															●			
	休止届出書（様式第6）																○注8		
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																○注8		
	再開届出書（様式第5）																	○	
	廃止届出書（様式第6）																	○	
	・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本																	○	

注1）人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2）同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。

注3）運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4）住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5）消毒・保管について、自社で行っている場合は自社の保管場所について、委託により行っている場合は委託先の保管場所について添付してください。

注6）不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注7）消毒・保管について、委託により行っている場合に添付してください。

注8）休止届は、やむをえず人員基準等を満たさなくなったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注9）法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注10）市郡を超える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求められることがあります。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（居宅療養管理・介護予防居宅療養管理）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合のみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

チェック ↓	変更があった事項	法人に関する変更		事業所に関する変更								加算		休止	再開	廃止	
		法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所又は施設の建物の構造・専用区画等	管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	運営規程			特別地域加算	中山間地域の小規模事業所	休止	休止から再開	事業の廃止	
									営業日・営業時間	従業員の変更	利用料						通常の実施地域
	提出書類																
	変更届出書（様式第4）	○注6	○	○	○	○注6	○	○注7	○	○注1	○	○				○	
	法人の登記事項証明書の写し	○															
	事業所一覧	○注2	○注2														
	運営規程の新旧対照表（参考様式10）						○	○	○	○注1	○	○				△	
	運営規程						○	○	○	○注1	○	○				○	
	「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載					○注3 ○注4				○注1						○	
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○注4											
	資格証明書(写)(婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付)【合格証書は不可】									○注1							
	・事業所の平面図(専用区画変更の場合は変更前も添付) ・主たる場所の写真				○												
	介護給付費算定に係る届出書（別紙2）											○	○				
	介護給付費算定に係る一覧表（別紙1、別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること											○	○				
	中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）											●	●				
	休止届出書（様式第6）															○注5	
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等															○注5	
	再開届出書（様式第5）																○
	廃止届出書（様式第6）																○
	・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定通知書の原本（みなし指定を除く）																○

注1）人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2）同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。

注3）運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4）住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5）休止届は、やむをえず人員基準等を満たさなくなったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注6）法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注7）市郡を超える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

変更があった事項 ↓ 提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算										休止	再開	廃止											
	法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	専用区画等	管理者に関する変更	計画作成担当者の変更	協力医療機関	事業所の名称	事業所の所在地	利用者の変更（増加）申請	利用者の定員の変更	従業員の変更	利用料	通常の実施地域	身体拘束廃止取組の有無	生活機能向上連携加算	・テクノロジーの導入 ・入居継続支援加算	LIFE関連 注14	個別機能訓練体制	科学的介護推進体制加算	夜間看護体制	若年性認知症入居者受入加算	看取り介護体制	認知症専門ケア加算	短期利用特定施設	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算				
変更届出書（様式第4）	○注11	○	○	○	○注11	○	○	○	○注12	○	○注1	○	○	○																				○		
指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書（様式第2-2） ※1										○														○注4												
枠の承認書の写し ※2										○																										
法人の登記事項証明書の写し	○																																			
事業所一覧	○注2	○注2																																		
運営規程の新旧対照表（参考様式10）										○	○	○注1	○	○										○注4											△	
運営規程										○	○	○注1	○	○										○注4											○	
「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載					○注3	○注3				○	○注6	○注1						●					●												○	
辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○注5	○注5																														
資格証明書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証明書は不可】																		●	●				●													
介護支援専門員証（写） 又は介護支援専門員登録証明書と登録番号通知書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）							○																													
介護支援専門員入力項目確認表							○																													
利用料の積算の分かるもの（任意様式）													○																							
協定書・連携契約書（診療科目が分かるものも添付）							○			○																										
・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真 ・事業所の部屋別施設（参考様式4）				○								○注6																								
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）			○注7						○																											
介護給付費算定に係る届出書（別紙2）															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
介護給付費算定に係る一覧表（別紙1・別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
入居継続支援加算に関する届出（別紙20） （テクノロジーの導入による場合）テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書（別紙20）及び要件を満たすことが分かる議事概要																●																				
入居継続支援加算計算書（別添24）																●																				
協力医療提供施設との協定書等の写し																		●																		
夜間看護体制に係る届出書（別紙9）																						●														
看取り看護体制に係る届出書（別紙9-5）																							●													
サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-6）																																				
サービス提供体制強化加算Ⅰ計算書（別添7）																																				
サービス提供体制強化加算Ⅱ計算書（別添8）																																				
サービス提供体制強化加算Ⅲ計算書（別添9）																																				
認知症専門ケア加算に係る届出（別紙26）																							●													
休止届出書（様式第6）																																			○注8	
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																																				○注8
再開届出書（様式第5）																																				○
廃止届出書（様式第6）																																				○
・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本																																				○
・介護職員処遇改善（加算）実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6-1） ・介護職員等特定処遇改善（加算）実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6-2）																																			○注9	

※1 「指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書（様式第2-2）」は、変更申請のため、事前提出が必要です。

※2 「枠の承認書の写し」については、混合型特定施設入居者生活介護を行う有料老人ホーム、養護老人ホームのうち、老人福祉法の規定に基づき当該施設が平成18年3月31日時点で届け出ている施設定員数の範囲内で定員増を行う場合は、添付する必要はありません。

注1 人員変更は特別措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出してください。

注3 運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4 短期利用特定施設の届出は、加算届と変更届（運営規程の変更）を同時に行ってください。

注5 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注6 定員減の場合は、添付する必要はありません。

注7 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注8 休止届は、やむをえず人員基準等を満たさなくなったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注9 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を算定している場合に提出してください。

注10 介護保険指定・指導グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覧ください。

注11 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注12 市移を超える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によっては追加資料を求めることがあります。

注13 別添7、8、9の作成にあたっては、根拠資料（介護職員の氏名・資格取得日・入職日等の一覧、資格証等）を作成・保管してください。この根拠資料は添付不要ですが、県からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

注14 厚生労働省への情報の提出を要件とする加算を取得する場合、LIFEへの登録を行うとともに、「介護給付費算定に係る一覧表（別紙1）」で「LIFEへの登録：あり」を県に届け出なければならない場合があります。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・加算・休止・再開・辞退における必要な添付書類一覧（介護療養型医療施設）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

変更があった事項	法人に関する変更		事業所に関する変更											加算											休止	再開	辞退								
	法人の名称・所在地・役員	法人の電話番号・FAX番号	施設の名称	施設の所在地	施設の電話番号・FAX番号	施設の構造・平面図・設備	管理者に関する変更	介護支援専門員の変更	入院患者の定員の減	従業員の変更	利用料	施設等の区分・ユニットケア体制	人員配置区分（療養機能強化）	療養環境基準（設備基準）	若年性認知症患者受入加算	療養食加算	認知症専門ケア加算	夜間勤務条件基準	入院患者に関する基準	身体拘束廃止取組の有無	特定診療費項目・認知症短期集中リハビリ提供体制	移行計画の提出状況	栄養ケアマネジメントの実施の有無	排せつ支援加算	安全管理体制（減算）	安全管理体制（加算）	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	休止	再開	辞退		
変更届出書（様式第4）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								○
法人の登記事項証明書又は役員会議事録等の写し	○注2																																		
【役員、管理者の変更の場合】（管理者も役員に含める） 欠格事由の誓約書（別紙20-5） 役員名簿（様式第20-7）	○注3						○注3																												△
事業所一覧	○注4	○注4																																	
運営規程の新旧対照表（参考様式10）	△		○	○			△注5	△注5	○注1	○注1																									△
運営規程	△		○	○			△注5	△注5	○注1	○注1																									○
「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載							○注5	○注5	○注1	○注1	○	○	○																						○
経歴書（参考様式2）							○注6	○注6	○注6	○注6																									○
辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの 資格証明書(写)（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】							○注6	○注6	○注6	○注6																									○
安全対策に係る外部研修修了証																																			●
介護支援専門員入力項目確認表									○																										
入所（入院）人数確認表									○		○	○																							
施設の使用許可証（この申請に係る病棟又は病室に限る。）の写し									△																										
利用料の積算が分かるもの（任意様式）											○																								
・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真（参考様式12） ・事業所の部屋別施設（参考様式4）						○	○		○		○																								
介護給付費算定に係る届出書（別紙2）											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護給付費算定に係る一覧表（別紙1） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
療養機能強化型計算書（別添20、21）												○																							
サービス提供体制強化加算（別紙12-4）																																			●
サービス提供体制強化加算Ⅰ（別添7）																																			●
サービス提供体制強化加算Ⅱ（別添8）																																			●
サービス提供体制強化加算Ⅲ（別添9）																																			●
介護療養型の移行に係る届出（別紙25）																																			●
認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙26）																																			●
割合計算書（任意様式）																																			○注10
診療報酬算定のための届出書の写し等																																			●
休止届出書（様式第6）																																			○注8
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																																			○注8
再開届出書（様式第5）																																			○
指定辞退届出書（様式第7）																																			○
・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本																																			○
介護職員処遇改善（加算）実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6）																																			○注9

注1) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2) 登記事項証明書の内容に変更がある場合は、登記事項証明書(写)を添付してください。役員の変更が登記事項証明書で確認できない場合は、役員会議事録(写)等の変更役員及び変更年月日を確認できる書類を添付してください。

注3) 住所、氏名（婚姻等による）及び兼務関係の変更の場合は、欠格事由の誓約書を添付する必要はありません。

注4) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び3福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。

注5) 運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注6) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注7) 生活相談員、看護師、栄養士及び機能訓練指導員等の資格を要する従業員の変更がある場合は、資格証明書の写しを添付してください。

注8) 休止届は、やむをえず人員基準等を満たさなくなったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注9) 介護職員処遇改善加算を算定している場合に提出してください。

注10) 減算届の提出時は提出不要です。減算解除となる場合に提出してください。

注11) 介護保険指定・指導グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覧ください。

注12) 別添7、8、9の作成にあたっては、根拠資料（介護職員の氏名・資格取得日・入職日等の一覧、資格証等）を作成・保管してください。この根拠資料は添付不要ですが、県からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

